

全国こども宅食実施団体への活動助成事業公募要綱

I 本事業の目的、スケジュールなど

1. はじめに

生活困窮家庭の中には地域コミュニティへの参加が難しい、他者からの支援を受けることに抵抗があるなど既存の支援につながりにくい家庭があります。そうした家庭は地域から孤立し、十分な支援を受けられていない状況があります。

このような家庭を支えるためには、支援者側が積極的にアプローチし、家庭との関係性を構築しながら継続的に支援を続けていくことが求められます。

こども宅食応援団は、その1つの支援ツールとして、定期的に食品を届けることをきっかけに家庭とつながり、関係性を築きながら次の支援につなげていく「こども宅食」事業の全国普及に取り組んでいます。この度、厚生労働省補助事業「[ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業](#)」を受託したことを受け、これを原資として全国のこども宅食実施団体へのサポート事業を実施いたします。

こども宅食の目的を共有し、ひとり親家庭を始めとした困難を抱える家庭への支援に継続的に取り組んでいただける団体を広く募集いたします。家庭とのコミュニケーションや地域の関係機関との連携などより効果的な事業の提案に期待しています。みなさまのご応募をお待ちしています。

2. 事業の実施

本事業は、厚生労働省が定める「[ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領](#)」(以下「厚労省助成要領」という。)によるほか、本募集要綱及び補足要綱に定める規定に基づき、一般社団法人こども宅食応援団が実施します。一部要件や対象経費等について、厚労省助成要領の規定と異なる点がありますのでご注意ください。

◎[厚生労働省 ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領](#)

こちらの資料を必ずご一読いただき、要件等をご確認ください。

◎[全国こども宅食実施団体への活動助成事業 補助要綱および申請・実施報告マニュアル](#)(以下「マニュアル」という)

厚労省助成要領及び本公募要綱に記載の内容を解説した資料です。必ずご確認ください。

3. 事業説明会の開催

本事業の説明会を下記日程にて開催いたします(完全オンライン)。

参加希望者は下記の日程に従ってオンラインシステムZOOMのURLよりご入室をお願いします。

申請や実施報告に関する詳細をご説明いたしますので、公募をご検討されている場合は可能な限りご参加ください。

※どうしても参加が難しい場合は、ご希望に応じて当日の動画をお送りいたします。

※申込み等はいりませんので、お時間になりましたら下記のURLよりご入室をお願いします。

【事業説明会について】

日時: 2023年2月10日(金) 13:30~15:00

【第一部】13:30~14:15(45分)

・こども宅食で目指す成果とは。アウトリーチの普及にむけて本件助成の趣旨

【第二部】14:15~15:00(45分)

・今回の資金助成の条件の詳細、留意事項など(+質疑応答15分)

形式: オンライン<ZOOM>

URL:

<https://zoom.us/j/92512976675?pwd=M3RLQk84ME0xTHN4VzZKazEvTzE4QT09>

ミーティングID: 925 1297 6675

パスコード: 021468

※上記のお時間になりましたら、URLをクリックしてご入室をお願いします。

※説明会のご参加に当たってZOOMをダウンロードされていない方は事前にダウンロードをお願いします。

※問い合わせ用のLINEやメールでも質問は随時受け付けておりますが、殺到した場合お返事に時間を要する可能性があります。この説明会の場でご質問いただけますと回答がスムーズかと思えます。ご理解いただきますようお願いいたします。

4. 申請の募集期間

2023年2月8日(水)~ 2月15日(水) 15:00まで

今年度内に事業を開始・終了する必要がありますので、募集期間が大変短くなっております。ご了承ください。

5. 応募方法

申請にあたっては、以下のa,bにある2つのフォームからの申請が必要です。また、b.助成申請フォームの中で誓約事項への誓約及び必要書類を添付していただきます。

(フォームからの申請が難しい場合はご相談ください)

なお1事業の中で複数の団体が協働して活動している場合は、a.こども宅食実施者ネットワーク加盟申込みフォームは事業運営の中心となる幹事団体のみ提出をお願いします。その他の団体はb.助成申請フォームのみ提出してください。(書き方の詳細はフォーム上で注意書きがあります)

a.こども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォームをまだ提出していない団体は、先にこちらをご提出ください。

注)2つのフォームに登録する団体名・メールアドレスは必ず同じものにしてください。

a. [こども宅食応援団実施者ネットワーク加盟申し込みフォーム](https://hiomare-takushoku.jp/network_application)

https://hiomare-takushoku.jp/network_application

※既にネットワークに加盟しフォームを提出済の団体は不要です。

注)記入目安15分。

b. [助成申請フォーム](https://hiomare-takushoku.jp/232ndtruck5)

<https://hiomare-takushoku.jp/232ndtruck5>

当該助成事業に係る事業計画、申請する経費の内訳等をご入力ください。

注)記入目安20-30分。

【添付ファイル】必要書類・誓約事項

助成申請フォーム上で、以下の誓約事項への同意・必要書類の提出が必要になります。

- 厚労省助成要領および当会指定の誓約事項
[暴力団等に該当しない旨の誓約書](#)
※添付資料：法人の場合は、役員の氏名および生年月日がわかる資料（免許書のコピー等）
[自己申告書](#)
[こども宅食応援団指定の誓約書](#)
- **法人の場合は定款**、任意団体の場合は団体の活動内容がわかるもの（団体パンフレット、活動に関するチラシなど）

6. 助成先の決定

申請内容に基づき、選定委員会にて助成先を決定し、2月28日（火）までに助成の可否を専用公式LINE又は電子メールにてご連絡いたします。選定にあたって、申請内容に疑義が生じた場合は当会からご連絡することがあります。また、申請された経費が対象経費に指定されていない、又は不明瞭な支出計画がある等の場合は、別途協議の上、申請内容から除いていただく場合がありますのでご了承ください。

7. 選考基準

選考にあたっては、厚労省助成要領に定める要件のほか下記第Ⅱ部に示す各要件にすべて該当していることを基準とします。各要件に該当するか否かについては、基本的に上記2つの申込みフォームで選択肢にチェックを入れていただくことで確認できるようになっています。

8. 実施結果報告

2023年4月28日（金）頃までに実施報告関連書類の提出が必要です。
※今後、変更となる可能性があります。

9. 申請希望の団体との連絡手段

申請に関する不明点のお問い合わせや、審査会までの各種手続の連絡は助成専用の公式LINEで行います。申請を希望する団体の窓口担当の方は、以下QRコード又はID検索から「こども宅食応援団」を①友達追加の上、②「団体名」と「助成申請希望」のメッセージを必ず送信下さい。

（注！友達追加だけで、メッセージが無いと、LINEの設定制限により弊会（応援団）側で登録確認が取れません！！）

◎助成事業専用LINE:ID @355ysjyc

URL:
QRコード



LINEのご登録がどうしても難しい場合は、下記メールアドレスからお問い合わせください。

◎メールアドレス：2ndtruck@hiromare-takushoku.jp

【一般社団法人こども宅食応援団(担当:山崎、吉田)】

II 助成の内容

1. 助成対象団体

以下のすべての要件を満たす団体を助成の対象とします。

- a. 厚労省助成要領「1.助成の対象者」に掲げる要件を満たしていること
- b. 厚労省助成要領および本募集要綱で定められる経費精算業務を確実に遂行できること(具体的には、[マニュアル【5.実施報告・精算手続】](#)参照)

2. 活動類型別助成対象要件

本事業においては、「対面型こども宅食」「宅配便活用型こども宅食」「来所型」「複合型」の4つの活動類型を想定しています。(詳細は、[マニュアル【2.助成内容について-\(1\)助成対象団体、\(2\)助成対象事業】](#)をご覧ください)

活動類型によって要件が異なりますのでご注意ください。

(活動類型ごとの要件は[マニュアル【2.助成内容について-\(2\)助成対象事業】](#)をご確認ください)

a. 全活動類型の共通要件

- i. 厚労省助成要領「2.助成対象事業の内容」に掲げる要件を満たしていること
- ii. 助成申請の時点で3ヶ月以上こども宅食事業を実施していること(今回の助成を機にこども宅食事業を開始する場合は対象となりません)
- iii. 助成終了後もこども宅食事業を継続すること
- iv. 利用家庭に対し6ヶ月以上の継続した支援を想定した活動であること
- v. 経済的困難を抱え、適切な支援を受けられていないなど社会的に孤立した家庭を対象としていること
- vi. 利用家庭への継続的な支援を行うため、物資提供に関する事務連絡以外に家庭と月1回以上のコミュニケーションをとっていること
- vii. 活動に必要な家庭の情報を記載した支援家庭リストを作成していること
- viii. 経済的な課題以外にも利用家庭の状況を把握していること
- ix. 地域の自治体や支援機関との連携があること

3. 助成の対象とならない事業

以下に該当する場合は、助成の対象とはなりません。こども宅食応援団指定の誓約書の誓約書を提出いただきます。

- a. 法律・公序良俗に反する活動
- b. 営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
- c. 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- d. 政治活動や宗教活動を目的とする活動

※こども宅食事業の他に宗教活動を行う団体の場合は、今回の対象事業と他の事業を区分して会計処理できることが必須となります。

4. 助成内容

a. 助成対象期間

2023年2月1日(火) ~ 令和5年3月31日(金)(※年間分ではありません)

※ただし、助成決定前の活動にかかる経費は、経費記録等も準備できる場合のみ対象となります。

b. 助成金の上限

1事業者あたり50万円

【大規模事業に対する複数枠申請の要件】

なお、1事業の中で複数の団体が協働して活動している場合は、以下のすべての要件を満たしている場合、1事業で複数の申請を受付けます。

詳細は、[マニュアル【2.助成内容について-\(1\)助成対象団体-②複数枠について】](#)をご覧ください。

- 1) 1事業で100世帯以上を支援対象としていること
- 2) 普段から、複数のNPO等の共同体で当該事業を運営していること
- 3) 各構成団体で当該事業についての運営実態があること
- 4) 助成金の申請主体となる各構成団体で所定の要件を満たし、助成申請フォームを提出・精算処理すること
- 5) 複数枠申請の上限:1事業で5枠(=5団体による申請で250万円)まで

c. 対象経費

※厚労省助成要領とは対象費目・範囲・精算に必要な証票が異なります。

必ず[マニュアル【「2.助成内容について-\(3\)助成内容」及び「3.対象経費の考え方と精算方法」】](#)をご確認ください。

ア.食事等支援経費(主たる費目)

・利用家庭に提供する支援物品費として以下2費目が対象になります。

- 食糧費
- 家庭配布用の消耗品費

・上限額: **1世帯あたり**1ヶ月3,000円まで(2ヶ月で**6,000円まで**)

イ.管理運営経費

・本助成では、以下の6費目にしぼり、助成対象とします。

- ①人件費(賃金・給与のほか、個人への業務委託費、謝礼など)
- ②燃料費(家庭訪問等のためなどのガソリン代に限定)
- ③通信運搬費(宅配便費用、物資の運搬費用などに限定)

- ④借料及び損料(会場・車両のレンタル代などに限定)
- ⑤旅費(電車賃・駐車場代・交通費補助に限定)
- ⑥(支援物品費以外の)消耗品費

・上限額: アの食事等支援経費の15%まで

d. 他助成金等との併用

他の助成金等と財源を併用して事業を行う場合は区分経理が必要となるため、本事業用の帳簿を別途作成していただくようお願いします。

詳しくは、[マニュアル【2.助成内容について-\(3\)助成内容】](#)、[「4.実施報告」](#)をご確認ください。

5. 実施報告・精算手続

a. 実施報告の期限

2023年4月28日(金)頃

※今後、変更となる可能性があります。

b. 実施報告時に提出するもの

経費支出済額明細書の報告様式(案)は以下の通りです(※提出方法・様式の詳細は今後変更になる可能性があります)。

▶報告様式(案): <https://hiromare-takushoku.jp/232ndtruck6>

その他、世帯数・支援人数・支援回数の報告などが予定されています。

[マニュアル【4.実施報告】](#)に記載がございますので、そちらをご確認ください。

c. 証憑書類などの保管義務

対象経費に関わるレシート・領収書等の証憑書類等は必ず整備し、5年間の保存をお願いします。事業の実施状況確認のため、調査にお伺いする場合があります。

厚労省助成要領「6. 助成金の交付条件」に定めるその他の事項も必ずご確認ください。

d. 助成金の支払い

上記の実施報告関係書類を当会で確認後、2023年5月上旬～6月上旬に、助成金の金額を確定し通知します。その後、支払い申請手続きをしていただき、指定の口座に確定した助成額を振り込みます。

(口座振り込み予定: 2023年5月上旬～6月中旬を予定)

※スケジュールは前後する可能性もございますので予めご了承ください

※振込は確定後、順次実施していきます